**相続人代表者指定(変更)届**

（市県民税・軽自動車税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）

令和　　　　年　　　月　　　日

大竹市長　様

地方税法第９条の２第１項の規定による被相続人の市県民税・軽自動車税の賦課徴収（滞納処分を除く。）・還付に関する代表者を次のとおり届け出ます。なお、届出にあたり以下の事項に同意します。

１．この届出を国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課徴収（滞納処分を除く。）・還付に関して準用することに同意します。

２．この届出に基づく賦課徴収（滞納処分を除く。）・還付について他の相続人及び関係者の間で異議が生じた場合は、相続人代表者が責任をもって対処し、相続人内で解決することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相続人代表者 | 住所 | 〒 |
| 氏名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 被相続人との続柄 | □配偶者　 □子□兄弟姉妹 □その他（ 　　 ） | 電話番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出人 | 住所 | 〒 |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被相続人（亡くなった方） | 住所 | □相続人代表者と同じ |
| 氏名 |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| その他の相続人 | 氏　名 | 被相続人との続柄 | 住　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| □　相続人代表者以外は相続人はいません。 |

※　家庭裁判所に相続放棄の申述をされている場合は、相続放棄申述受理通知書（コピー可）を提出してくだ

さい。

令和４年１１月

【添付書類】

　**相続人代表者の本人確認書類**（郵送の場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。）

　①１点で確認ができる書類（顔写真付きの官公署発行書類）

　　・運転免許証　　・マイナンバーカード　・旅券　　・特別永住者証明書　・身体障害者手帳　他

②２点で確認ができる書類（顔写真無しの官公署発行書類）

　　・国民健康保険証　・健康保険証　・介護保険証　・後期高齢者医療被保険者証　・年金手帳　他

【留意事項】

１．相続人代表者は、被相続人にかかる市県民税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・

軽自動車税の賦課徴収・還付に係る文書を相続人を代表して受領します。

　　**（市県民税）**

市県民税は、その年の１月１日現在に市内に住む方に課税します。１月２日以降に亡くなられた場合

は、納税義務は相続人に継承され、市県民税は相続人代表者に納めていただきます。

**（国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）**

　　　亡くなられた方の保険料は、亡くなった日の前の月までの月割で計算します。（末日に亡くなった場合は、その日の属する月までの月割計算となります。）すでに納めた保険料が納付すべき保険料より多い場合は、相続人代表者に還付します。納付した保険料が納付すべき保険料より少ない場合は、相続人代表者に納めていただきます。

　　**（軽自動車税）**

　　　軽自動車税は、毎年４月１日時点で軽自動車を所有している方に課税します。４月２日以降に廃車や名義変更等をした場合でもその年度分の自動車税は全額納めていただくこととなり、所有している方が亡くなられた場合は、納税義務は相続人に継承され、軽自動車税は相続人に納めていただきます。

２．送付文書の不着返戻等の事情により、届出のあった相続人代表者に送付することが不適当であると市が判断した場合、予告なく別の相続人を代表者に指定する場合があります。

３．相続人代表者を変更する場合、改めて「相続人代表者指定（変更）届」を提出する必要があります。

４．家庭裁判所に相続放棄の申述をされている場合は、相続放棄申述受理通知書（コピー可）を提出してください。

【問い合わせ】

・市県民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料に関すること

　　大竹市市民税務課市民税係　　℡０８２７－５９－２１２８

・軽自動車税に関すること

　　大竹市市民税務課収税係　　℡０８２７－５９－２１２７

【市記入欄】

１．相続人代表者の本人確認書類

　　□運転免許証　□健康保険証　□障害者手帳　□マイナンバーカード　□その他（　　　　　　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民税 | 収税 | 処理日 |
|  |  |  |

２．受付方法　　　　　　　　　　　　　　　　３．処理欄

　　□窓口　□郵便